

第 54 回公害紛争処理連絡協議会 (前編)

開催：令和 6 年 6 月 7 日

公害等調整委員会事務局

令和 6 年 6 月 7 日、各都道府県の公害紛争処理を担当する公害審査会等の会長を含む関係者の皆様に東京にお集まりいただき、「第 54 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。この連絡協議会は、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るために例年 6 月頃開催しているものです。開催当日の概要について、次号と併せ前半後半の 2 回に分けてお知らせします。前半の様子につきましては次のとおりです。

1 委員長挨拶

連絡協議会の冒頭、公害等調整委員会 永野委員長よりご挨拶致しました。

(以下、挨拶全文)

本日は、ご多忙な中、「第 54 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには、公害紛争の迅速かつ適正な解決のため、日頃より多大なご尽力をいただき、また、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対して、厚く御礼申し上げます。

裁判制度とは別に公害紛争に特化した行政 ADR として、公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過しましたが、この連絡協議会は、本年度が第 54 回という回数か物語るように、制度発足当初から公害紛争処理制度の担い手である全国の県審査会と公調委が一堂に会して、時々の課題に対する率直な意見交換と有益な情報共有を行う場となってまいりました。近年は国民の紛争解決ニーズの変化に対応して、制度の役割をいかに果たしていくかとの観点から、県審査会と公調委、県審査会と市町村の相談窓口、県審査会相互の「連携」をテーマに種々の方策について協議してきていますが、全体構想が見えにくいとのご意見も聞かれたと

ころです。

そこで、公調委の部内で数年来議論してきている問題意識については、先般、愛知県の県審査会長のご協力を得て行った対談の中でお示しし、機関誌「ちょうせい」5月号に「対談 行政ADRの基本戦略」として掲載させていただきました。

詳しくは繰り返しません、そこでの構想は、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにして、公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高める観点から、第1に、競合する紛争解決機関の中から利用者を選択してもらえるよう、各機関が強みと特色を活かした運用を行うこと、第2に、利用者の利便性を高めること、特にITの積極的活用、第3に、各機関の窓口相談の段階で適切な事件を汲み上げ、あるいは適切な機関への申立てを誘導するなど関係機関の窓口間の連携を強化すること、第4に、効果的な利用者への制度周知という切り口で各種方策を位置づけようとするものです。

各県の置かれている状況には違いがありますが、同じような隘路や制約のもとで、改善に

向けて工夫され、苦勞されていることは、他の県においても参考になると思われます。本日のグループ別意見交換においては、是非、忌憚のない、活発なご発言をいただきまして、議論を深めていきたいと思ひます。

もとより、全体構想と言つても一朝一夕に実

現するものではなく、国民の紛争解決ニーズに適った制度運営を目指して、試行錯誤しながら継続的な取組を続けていく必要があるものですが、本日の連絡協議会が、このような取組のきっかけとなることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

<掲載>機関誌「ちょうせい」第117号（令和6年5月）



永野委員長による挨拶

2. 公害等調整委員会事務局からの報告

続いて、公害等調整委員会事務局 岡田次長より公害等調整委員会の概況等について説明致しました。

◎発言のポイント

ポイント 1. 公害紛争処理手続の IT 化

- (1)公調委では令和 4 年度からウェブ会議方式を導入。令和 6 年 4 月よりウェブ会議方式を委員会規則に規定。
- (2)公調委におけるウェブ会議方式の導入状況
 - ・令和 5 年度全体のおおむね 68%がウェブ会議方式で実施。
 - ・事前の当事者ヒアリング等は、約 8 割がウェブ会議方式で実施。
- (3)ウェブ会議による実施の手引きの実務的なポイント
 - ・通話者の本人確認手続
 - ・通話者の周辺の環境の確認（立会いの了解が得られていない第三者がいないことなどの確認）。
 - ・許可を受けない撮影、録音、録画の禁止。
- (4)公害審査会等へのお願い
 - ・ウェブ会議方式の導入により当事者が出向く必要がなくなる。利便性向上のためにもウェブ会議方式の導入を強くお願いしたい。
 - ・公害審査会等における調停手続の概要や委員名簿等の都道府県のホームページへの掲載をお願いしたい。特に制度の説明、委員名簿、申請書の様式例はホームページに是非掲載していただきたい。
 - ・手続のオンライン化、制度の利用者にとって必要となる情報（申請書の書き方など）のホームページへの掲載は、制度利用の前提として必要なものであり、取り組んでいただきたい。

公害紛争の処理手続の IT 化

<意義>

Web会議方式の導入等による手続のIT化により、当事者が公調委・各都道府県庁まで出向く必要がなくなる。

* 公調委では、このたび公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、ウェブ会議方式等の根拠を規定しました（令和6年4月施行）。

公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引
https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf

 **各都道府県におかれては、利用者の利便性向上のためにウェブ会議方式の積極的な導入・活用をお願いします。**

* 併せて、審査会における調停手続の概要・審査会委員名簿等を各都道府県ホームページに掲載するなど、利用者の利便性向上にご協力をお願いします。

（参考）47都道府県のうち令和5年度からウェブ会議方式の導入済は6県

ポイント2. 騒音事件に関する研究会

(1)都道府県公害審査会における調停成立のポイント

- ・ 都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効。
- ・ 調査を絶対視せず、多様な手法を動員してアプローチすることが有効。

(2)公調委からの提言

- ・ 都道府県と市区町村との連携の強化が重要。
- ・ 諦めることなく、粘り強く丁寧な進行をして、解決策のアイデアを出すことが重要。

2年間の活動を受けて(総括)

- ・ 都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効。
⇒ 当事者間の利害調整のノウハウ等の言語化を図り、情報共有することが期待される。
- ・ 公調委の調停では、精度の高い職権調査を行い、専門委員の助力を得て具体的対応策を考えることが有効な手段となっている。
⇒ 調査結果に基づいて解決内容の合理性を確保することは、当事者を説得する上で有効であるとともに、調停等の解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって通用するために必要。
- ・ 都道府県公害審査会の調停については、取り扱った事件数のうち77%が不成立、騒音測定等のデータが利用できれば、更に多くの成立が望めたかもしれない。騒音測定等の調査については、騒音規制法の事務が市区町村の事務とされ、95%の市区町村が計測機器の配備はしているものの、騒音測定技術が不足している現状。
⇒ 大多数の自治体で、騒音測定技術やその評価の仕方の必要性が認識されており、これらの習熟により、公害紛争の解決率を高め、解決内容の合理性の確保が図られるのではないかと期待。

公調委からの提言

- ・ 都道府県と市区町村との連携の強化が重要であり、引き続き、研修会の実施等により紛争解決技法及び騒音測定技術の向上に努めることにより、市区町村レベルでの解決を高めるとともに都道府県公害審査会の手続に市区町村の測定結果が反映されやすくなる関係を構築することが必要
⇒ 公調委としても、連絡協議会や事例集等を通じて一層の情報提供を図り、都道府県と市区町村との連携の強化に努める。
- ・ 都道府県公害審査会においては騒音測定等の調査が得られない等の場合でも専門家委員の知見を利用するなど、持てるリソースを活用して、できる限り調停内容の合理性の確保に努めることが必要
⇒ 公調委としても、専門委員の意見交換会を通じ、専門知見を交換し合って平準化し、自治体が容易に利用できる方策を探るなど、自治体に提供できる紛争解決のための情報を整理していく。

(以下、発言全文)

お配りしている資料に沿って御説明いたします。

大きな一つ目として、公害等調整委員会の概況についてという資料を御覧ください。

1 ページ目をお願いいたします。こちらが公調委における公害紛争の処理状況ですが、令和5年度は新規受付が35件でした。前年度は24件でしたので、それに比べますと増加しているということです。ページの下の方に近年の特徴を掲載しておりますけれども、都市型、生活環境型の公害紛争が目立つ。裁定事件の割合が高く、約9割を占める。騒音をめぐる事件の割合が高く、約6割を占めます。

2 ページ目をお願いいたします。こちら2つ事件を記載していますが、1つ目がこの公調委係属中の事件例として、自動車排ガスの事件を掲載しております。申立人の方々が100名を超える非常に大型の事件です。2つ目ですけれども、終結した事例として、茨城県稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染関連の事件を掲載しております。こちらは裁定で、事業者の責任とともに市の責任も一部認めたというものになっております。

3 ページ目をお願いいたします。①ですが、令和5年度は都道府県公害審査会等における新規受付は43件でした。その前の令和4年度の29件に比べますとこちらも大きく増加しています。③でございますけれども、令和4年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万2,000件ということです。

5 ページをお願いいたします。過去3年の都道府県公害審査会の年間の平均受付件数ですが、都道府県によってばらつきが大きい

ということが分かります。

続きまして、大きな2つ目として6ページの公害紛争処理制度の全体構想です。こちら先ほど冒頭の永野委員長の御挨拶にもありましたけれども、私どもの機関誌「ちょうせい」の5月号に掲載しています。

再度確認ですけれども、1つ目が公害紛争処理制度のビジョンということで、紛争処理制度全体、市区町村・都道府県・公調委全体で解決力の総和を高めるということです。解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理をされるということがビジョンとして挙げております。

課題の方策の1番目が、各機関が自らの強みと特色を意識した運用を工夫するということ。

2つ目が、利用者の利便性の向上。特にITの活用の関係です。

3番目が、適切な事件のくみ上げ、適切な機関への申立ての誘導ということを挙げております。

4つ目が利用者、相談先となる弁護士を含めて周知を行うということです。

本日はこの2つ目の方策として、特にITの活用について御説明するとともに、この方策の1番目ですけれども、自らの強みと特色を生かした運用の工夫、その一環として騒音問題研究会について御説明いたします。

続きまして、大きな3番目といたしまして、公害紛争処理手続のIT化です。【追加資料①】法務省民事局のカラーの「民事訴訟法(IT関係)等の改正に関する法律」の概要です。もう弁護士の先生方は当然御存じのことなんですけれども、行政サイドの職員にとっては多分余りなじみのないお話だと思います。

資料の2つ目のところ、色を3つ書き分けていますけれども、これが民事訴訟制度のIT化です。

一番左がオンライン提出等となっております。※のところにありますように、弁護士の先生方は、オンライン提出・受取が義務化されたということです。

2つ目がウェブ参加等ということで、ここを今日お話ししたいのですが、ウェブ参加が可能な期日の拡充、要件の緩和です。

3が記録の閲覧ということで、原則電子化されます。

こういったことが裁判所、民事訴訟の方では行われているということです。

一番下のところに施行のことが書いてありますけれども、下から2番目、ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加は令和6年3月に既に施行されている状況です。当事者本人ですとか代理人の弁護士が裁判所に出向かなくても、ウェブ会議で口頭弁論などの手続を進められるようになったのですが、行政関係者は余りなじみがないのではないかと思いますので、改めて御紹介しました。

裁定や調停といった当事者の間に立った手続を行う公調委や各審査会においても、この裁判所と同様、ウェブ会議の導入は当事者の利便性向上のために進めていかなければならない課題と考えております。

こうした流れを受けまして、資料の7ページに公調委のことを書いております。公調委では令和4年度からウェブ会議を導入しておりまして、令和6年4月からは委員会規則

を改正して、正式にウェブ会議方式を委員会規則に規定しました。

資料には記載していませんが、ウェブ会議のメリットといたしまして、当事者との関係ではウェブ会議を可能とすることで日程調整可能な候補日が増えて、より早いタイミングで期日を実施することができるようになったということがあります。また、事務局としましては、ウェブ会議での期日の実施により当事者控室の確保が不要になるということで、当事者対応などの事務負担の軽減につながったと考えております。

このウェブ会議の導入に必要なのはパソコンですとか、モニター、ウェブカメラ、集音マイクなどのハード機器と、Webexなどのウェブ会議システムですが、各都道府県ではコロナの流行でこのウェブ会議システムが何らかの形で導入されているのではないかと思います。

資料8ページと9ページを御覧ください。こちらはウェブ会議方式による実施の手引きといたしまして、公調委のホームページに掲載をして、利用者向けに一般に公開している資料になります。¹

実務的なポイントといたしましては、9ページの別紙になりますが、(1)の1つ目の○、こちらが通話者の本人確認手続になります。

2つ目の○が、通話者の周辺の環境の確認。立会いの了解が得られていない第三者がいないことなどの確認になります。

(2)の1つ目の○になりますが、許可を

¹「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」(令和5年3月 公害等調整委員会事務局), https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf

受けない撮影、録音、録画の禁止ということです。裁判所のやり方も確認しながら、厳正な手続をしっかりと進めていくということで一応このようなペーパーを作っております。このやり方で今のところ問題は発生しておりません。

10 ページに公調委でのウェブ会議方式の導入状況を掲載しております。下の方の赤い字ですが、令和5年度全体のおおむね68%がこのウェブ会議で実施しておりまして、事前の当事者ヒアリング等では約8割でウェブ会議等を実施しております。

11 ページが、以上申し上げましたまとめになりますけれども、ウェブ会議方式の導入により当事者が公調委、各都道府県庁等まで出向く必要がなくなるということです。利便性向上のためにウェブ会議方式の導入を強くお願いしたいと考えております。

併せまして、審査会における調停手続の概要や委員名簿等を都道府県のホームページに掲載することもお願いしたいこととして、特に制度の説明、委員名簿、申請書の様式例などはホームページに是非掲載していただきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、この手続のウェブ化、あと利用者がこの制度を利用する際に必要となる情報、申請書の書き方などですけれども、こうした情報のホームページへの掲載は、現時点で事件の係属件数がゼロであっても制度利用の前提として必要なものですので、取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、各都道府県弁護士会に対する制度説明やPRです。公調委では各都道府県の弁護士会から依頼を受けまして、随時制度の説明を行っており、オンラインや現地開催で紛争処理制度ですとか公調委の事件に関する説明をさせていただきました。公調委と各都道府県審査会が連携して各都道府県弁護士会にアプローチをしたいと考えておりまして、各都道府県の皆様にいろいろ相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、大きな4番目が騒音事件に関する研究会でございます。概要については、13ページ以下に記載をいたしております。

まず初めに、本日御出席の大阪府審査会長の播磨様、宮城県審査会会長代理の塩谷様にはこの研究会に御参加いただきました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

報告書²のポイントは資料のとおりなのですが、報告書の12ページをご覧ください。3-2-5としまして、都道府県公害審査会における調停成立のポイントということで記載をいたしております。

ポイント1といたしまして、期日を重ねて調整することが有効ではないかというふうなまとめているところがございます。

2つ目がポイント2ということで、調査を絶対視せず、多様な手法を動員してアプローチすることが有効である、こういったことを述べております。14ページですけれども、公調委からの提言といたしまして、まず都道府

² 「騒音事件に関する研究会令和5年度報告書」(令和6年3月公害等調整委員会), https://www.soumu.go.jp/main_content/000946124.pdf

県と市区町村の連携の強化の重要性を述べているところがございます。

また、次の段落ですけれども、諦めることなく、ねばり強く丁寧な進行をし、解決策のアイデアを出すことの重要性を述べているところがございます。

また、報告書の資料編³になりますけれども、1ページ目から6ページにわたって、大阪府及び宮城県における体制、市町村との連携、公調委との連携等について記載をいたしております。

また、7ページからは公調委が委嘱しております公害苦情相談アドバイザー、これは県や市区の公害苦情処理経験者、現役の方ですとかOBの方にアドバイザーになっていただいているんですが、こちらからのヒアリング結果をまとめております。様々な御指摘を頂いております。

33 ページ以下は公調委が委嘱しております専門委員ですが、大学の技術系の先生方な

どとの意見交換を記載しております。それぞれのお立場から貴重な視点を提供していただいているので、是非御覧いただきたいと思っております。

最後になりますけれども、【追加資料②】公害紛争処理法 43 条についてです。

第 43 条ですが、審査会等は公害に係る紛争に関する調停を行うために、必要があると認めるときは関係行政機関の長、関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供、その他必要な協力を求めることができるとなっております。相手方市町村の協力が必要でございますけれども、非常に強力な規定でございますので、この規定をしっかりと適切に活用していただき、公害紛争の解決に引き続き御尽力いただきたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。

³ 「騒音事件に関する研究会令和5年度報告書」(令和6年3月公害等調整委員会)中「資料編」として大阪府公害審査会及び宮城県公害審査会へのヒアリング概要、公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング概要並びに騒音関係の専門委員との意見交換会の概要を掲載。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000946124.pdf

【参考】配付資料「公害等調整委員会の概況等について」

公害等調整委員会の概況等について

- 公害等調整委員会の状況（1～5 ページ）
- 公害紛争処理制度の全体構想（6 ページ）
- 公害紛争の処理手続のIT化について（7～11 ページ）
- 騒音事件に関する研究会について（12～15 ページ）

令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

公害紛争の処理状況

令和5年度	【係属】 75件	【うち【繰越し】 40件 【新規受付】 35件】	【最終】 29件
うち裁定事件	【係属】 70件	【うち【繰越し】 38件 【新規受付】 32件】	【最終】 27件



公害紛争の近年の特徴

- ① **都市型・生活環境型の公害紛争**
工場・飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替え・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。
- ② **裁定事件の割合が高い**
令和5年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ **騒音をめぐる事件の割合が高い**
令和5年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

係属中の事件例 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

【申請人】：東京都など7都府県の住民153人
※ その後、東京都などの住民9人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社
【申請理由】：
○ 申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民で、公害健康被害補償法の認定を受けていないもの）が、同法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人たる自動車メーカー7社が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものである。
○ 被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、申請人らに被害を生じさせている。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計1億5300万円の支払
【事件の処理経過】：裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

終了した事件例 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

【申請人】：宗教法人及び茨城県稲敷市の住民12人
※ 申請後、申請人ら5人から申請を取り下げる旨の申出があり、また、茨城県稲敷市の住民9人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】：土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社及び稲敷市
【申請理由】：
○ 被申請人土木関係会社が申請人らの所有地等を産業廃棄物によって無許可で埋立て、土壌や周辺井戸の水質が汚染されたことにより、土砂の撤去費用等の財産被害が生じ、井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を受けた。
○ 許可権限がある被申請人稲敷市は、埋立てが無許可であることを知りながら停止を命ずる等の適切な対応を行わなかったことにより、申請人らに被害を生じさせた。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計2600万円等の支払
【事件の処理経過】：
○ 裁定委員会を設け、専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、2回の審問期日を開催
○ 職権で調停に付し、その後、3回の調停期日を開催したが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り
○ 本申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は最終

公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

<掲載>機関誌「ちょうせい」第117号（令和6年5月） 6

公調委におけるウェブ・電話方式での期日の開催方法等

- ・令和4年度から、新たに、ウェブ会議方式（令和5年1月～）又は電話会議方式（令和4年8月～）を用いた調停期日を実施。
- ・ウェブツール : [Webex](#)、[Skype](#)を利用
- ・通常は、調停委員長、委員は同一会場（調停室）にて参加し、当事者がウェブ・電話方式で参加
 - 委員の一部のみがウェブ方式で参加する事例あり
 - 当事者の一部のみがウェブ・電話方式で参加する事例あり
 - ウェブ・電話方式の併用の事例あり
- ・調停室にて参加予定でも、当日に来訪できなくなった場合にはウェブ・電話方式への切替えを行うなど、柔軟に対応。
- ・ウェブ通信が不具合の際には、即座に電話方式への切替えを実施。
（電話会議システム（電話回線を利用して音声だけで遠隔会議を行うシステム）のサービスを契約）
- ・現地期日におけるウェブ・電話方式も可能
（裁定手続における審問期日外の証拠調べ期日において、裁定委員長及び事務局は現地に赴き、ほかの委員がウェブにて参加という事例あり）

7

公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引

令和5年3月 公害等調整委員会事務局

令和6年3月 一部改正

0. はじめに

この手引は、公害等調整委員会の行う手続において映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議方式」という。)により手続を行う場合の実施手順及び留意事項を解説するものです。

1. 対象手続

調停手続の調停期日、裁定手続の審問期日、不服裁定手続の審理期日、公害紛争手続及び不服裁定手続における進行協議期日等を行う場合において、委員会等(公害等調整委員会又は調停委員会若しくは裁定委員会をいう。以下同じ。)が相当と認めるときは、当事者及び事件関係人(以下「当事者等」という。)は、ウェブ会議方式により手続に参加することができます。

2. 意向確認

ウェブ会議方式により手続を行う可能性がある場合には、担当職員から、日程等の調整の際に、1.の手続に参加する当事者等に対し、ウェブ会議方式により参加する意向があるかを確認します。ウェブ会議方式により参加する意向が確認できるなど、委員会等が相当と認めた場合は、担当職員から、当事者等に対し、ウェブ会議への参加情報(使用するアプリケーションや会議の接続先等、ウェブ会議に参加するために必要となる情報)及び留意事項(別紙)を送付します。

3. 実施

ウェブ会議方式により手続を行う場合は、手続の適切な実施のため、別紙に記載されている事項を遵守してください。

「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」(令和5年3月 公害等調整委員会事務局)は、公害等調整委員会ホームページに掲載。

URL: https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf

別紙：

(1) 通話者の確認及び通話環境の確認

- 通話者が本人又はその代理人であることを確認してください（必要に応じて、接続テスト時や期日開始前に、写真付きの身分証明書をウェブカメラに映していただく場合があります。）。
- ウェブ会議方式により手続を実施する場合は、次に掲げる事項その他の通話先の所在する場所の状況が、手続を実施するために適切なものであることを確保してください（必要に応じて、周辺の状況を確認するために、通話者の周辺をウェブカメラに映していただく場合があります。また、背景に実際の状況と異なる映像を映す機能（背景をぼかす機能を含む。）は使用しないでください。）。
 - ・委員会等又は担当職員から立会いの了解を得ていない第三者が立ち会っていないこと（裁定手続の審問期日、不服裁定手続の審理期日の傍聴は、審問廷又は審理廷においてのみ可能です。ウェブ会議の接続先での傍聴は認められません。）。
 - ・静ひつさが確保されていること。
- また、通話者と委員会等又は担当職員との間で映像と音声の送受信ができることを確認してください（なお、通信費用は各人の負担となります。）。
- 期日においては、通話先の所在する場所は日本国内に限ります。

(2) ウェブ会議方式による手続の実施中の留意事項

- 許可を受けずに撮影（ウェブ会議の画面のスクリーンショットの撮影を含む。）、録音、録画及び放送（配信やインターネット上に映像や音声をアップロードして視聴できる状態にすることを含む。）をすること、ウェブ会議に参加するための情報を第三者に知らせることは禁止します。
- ウェブ会議方式による手続の実施中に通話環境が確保されていないこと又は禁止事項が遵守されていないことを把握した場合は、ウェブ会議方式による手続を中止する場合があります。
- 回線障害等により映像と音声の送受信ができなくなった場合は、事務局に電話を掛けるなどして速やかに担当職員へ連絡し、担当職員の指示に従ってください（事務局から電話を掛けることもあります。）。ウェブ会議方式による手続を一時停止し、音声の送受信による方法（電話会議方式）に切り替える措置を取るか、又は中止します。

近年の公害紛争処理手続の開催実績（調停＋裁定）

- ・ 令和5年度の公害紛争処理手続におけるウェブ・電話会議方式は、総数203回のうち、概ね68%（約7割）となっている。
- ・ 期日外に行う当事者、専門委員等へのヒアリングでは、総数140回のうち、概ね84%をウェブ・電話会議方式で実施。
- ・ 令和6年度からは、**審問期日についてもウェブ会議方式が可能となる。**

公害紛争処理手続の開催回数（令和5年度）

※暫定値

		回数	うちウェブ・ 電話会議方式	ウェブ・電話会 議方式の割合
裁定手続	進行協議期日	15	(11)	73%
	審問期日外の証拠調べ期日	3	(2)	67%
	審問期日	19	-	-
調停手続	調停期日	26	(7)	27%
裁定・調停	その他（当事者ヒアリング等）	140	(118)	84%
合計		203	(138)	68%

10

公害紛争の処理手続のIT化

<意義>

**Web会議方式の導入等による手続のIT化により、
当事者が公調委・各都道府県庁まで出向く必要がなくなる。**

* 公調委では、このたび公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、ウェブ会議方式等の根拠を規定しました（令和6年4月施行）。

公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引

https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf



**各都道府県におかれては、利用者の利便性向上
のためにウェブ会議方式の積極的な導入・活用
をお願いします。**

* 併せて、審査会における調停手続の概要・審査会委員名簿等を各都道府県ホームページに掲載するなど、利用者の利便性向上にご協力をお願いします。

（参考）47都道府県のうち令和5年度からウェブ会議方式の導入済は6県

11

騒音事件に関する研究会 2年間の活動を受けて

「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム(令和4年5月)」における提言を受け、近年増加している騒音・低周波音・振動の問題について、公調委や都道府県公害審査会における事件対応や地方公共団体における苦情処理の動向を解析し、騒音紛争事案への対応のあり方を検討することを目的として、令和4年度に公調委に本研究会を発足させ、検討を開始した。

●令和4年度の概要

- ・公調委が平成23年4月から令和5年3月までの間に受け付けた騒音事件103件を対象に事件の概要を分析し、近年の騒音事件の状況を把握
- ・公害苦情相談アドバイザーへのアンケートとヒアリングを実施
- ・市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向を分析
- ・市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方について検討

●令和5年度の概要

- ・都道府県公害審査会や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング
- ・都道府県公害審査会及び市区町村担当者を対象としたアンケート等を実施
- ・中央委員会及び都道府県公害審査会における調停成立事件を分析
- ・騒音・振動事件に関する公調委の専門委員(9名。昨年度の研究会構成員3名を含む)による意見交換会を開催

2年間の活動を受けて、都道府県と市区町村との連携及び都道府県公害審査会のリソースの活用強化、公調委として自治体に提供できる紛争解決のための情報の整理等についての提言をまとめた。

12

2年間の活動を受けて(総括)

- ・都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効。
 - ⇒ 当事者間の利害調整のノウハウ等の言語化を図り、情報共有することが期待される。
- ・公調委の調停では、精度の高い職権調査を行い、専門委員の助力を得て具体的対応策を考えることが有効な手段となっている。
 - ⇒ 調査結果に基づいて解決内容の合理性を確保することは、当事者を説得する上で有効であるとともに、調停等の解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって通用するために必要。
- ・都道府県公害審査会の調停については、取り扱った事件数のうち77%が不成立、騒音測定等のデータが利用できれば、更に多くの成立が望めたかもしれない。騒音測定等の調査については、騒音規制法の事務が市区町村の事務とされ、95%の市区町村が計測機器の配備はしているものの、騒音測定技術が不足している現状。
 - ⇒ 大多数の自治体で、騒音測定技術やその評価の仕方の必要性が認識されており、これらの習熟により、公害紛争の解決率を高め、解決内容の合理性の確保が図られるのではないかと期待。

13

公調委からの提言

- 都道府県と市区町村との連携の強化が重要であり、引き続き、研修会の実施等により紛争解決技法及び騒音測定技術の向上に努めることにより、市区町村レベルでの解決を高めるとともに都道府県公害審査会の手続に市区町村の測定結果が反映されやすくなる関係を構築することが必要
 - ⇒ 公調委としても、連絡協議会や事例集等を通じて一層の情報提供を図り、都道府県と市町村との連携の強化に務める。
- 都道府県公害審査会においては騒音測定等の調査が得られない等の場合でも専門家委員の知見を利用するなど、持てるリソースを活用して、できる限り調停内容の合理性の確保に努めることが必要
 - ⇒ 公調委としても、専門委員の意見交換会を通じ、専門知見を交換し合って平準化し、自治体が容易に利用できる方策を探るなど、自治体に提供できる紛争解決のための情報を整理していく。

14

(参考) 騒音事件に関する研究会

- 報告書及び概要については公害等調整委員会ホームページに掲載
URL : <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

15

追加資料①

令和 5 年 12 月
法務省民事局

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律（概要）

IT化の現状	検討の経緯
現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手續のIT化は、限定的 ① 訴えの提起は書面の提出による ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所で行なければならない	令和2年2月21日 法制審議会への諮問 令和4年2月14日 要綱決定 令和4年3月 8日 法律案閣議決定 令和4年5月18日 成立(令和4年法律第48号)

民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

①オンライン提出等	②ウェブ参加等	③記録の閲覧等
(1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能 【民訴132条の10等関係】 (2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能 【民訴109条-109条の4等関係】 ※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化 【民訴132条の11関係】	(1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和 【民訴87条の2等関係】 (2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和 【民訴170条等関係】	(1) 訴訟記録を原則電子化 【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】 (2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能 【民訴91条の2関係】

当事者の申出による期間が法定されている審理の手續の創設
◇ 現行民訴法には、審理期間を定めた規定はなく、当事者は、審理終結等の時期の見込みが立たない。 → 当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手續開始から6月以内に審理終結、そこから1月以内に判決をする制度の創設 【民訴381条の2-381条の8関係】

住所、氏名等の秘匿制度の創設
◇ 現行民訴法では、当事者の記録閲覧に制限はなく、訴状等に記載された相手方当事者の住所、氏名等の閲覧が可能 → 社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき（当事者がDVや、犯罪被害者であるケース等）は、当事者の住所・氏名等を秘匿することを可能とする制度の創設 【民訴133条-133条の4関係】

人事訴訟・家事事件手續のIT化
◇ 人事訴訟・家事調停では、現実に出頭しない限り、離婚・離縁の和解・調停の成立や合意に相当する審判の前提となる合意は不可 → ウェブ会議を利用して、離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の前提となる合意を可能とする仕組みの創設 【人訴37条、家事268条関係】

一部先行施行	本格施行
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所、氏名等の秘匿制度 令和 5 年 2 月 2 0 日施行 ○ 電話による期日への参加の要件緩和 令和 5 年 3 月 1 日施行 ○ ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加 令和 6 年 3 月 1 日施行 ※ 家裁の新設（人事訴訟等）の口頭弁論は、令和 6 年 3 月 1 日から 1 年 6 月以内 ○ ウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停の成立等 公布後 3 年以内 	公布後 4 年以内 ※ 公布の日 令和4年5月25日

追加資料②

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）（抄）

（審査会等の資料提出の要求等）

第四十三条 審査会等は公害に係る紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うため、連合審査会は公害に係る紛争に関するあつせん又は調停を行うため、それぞれ、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、**公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。**

<逐条解説（抜粋）>

（4）協力要請

資料としては、故意、過失の有無に関する資料、損害の種類、範囲、数量等に関する資料、公害防止対策、助成措置等に関する資料等事件の迅速かつ適切な解決のために必要な一切の資料を含む。その他の必要な協力としては、例えば、原因物質の採取、分析、測定等の実施を依頼することもできる。実際にどの程度の協力が得られるかは、協力する側の事情によるところが大きいため、事前の打ち合わせで調整するのが適当であろう。

連絡協議会後半のグループ別意見交換の様子につきましては、次号に掲載します。